

周南市労働団体等福祉活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 労働者の福祉の向上を図るため、福祉活動を行う団体に対し、予算の範囲内において周南市労働団体等福祉活動補助金を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業 市内事業所における労働者の福祉の向上を図るために行う福祉活動その他の公益的活動をいう。
- (2) 労働組合 労働組合法（昭和24年法律第174号）第5条第2項第2号に規定する主たる事務所の所在地を本市に置く団体をいう。
- (3) 商工団体 徳山商工会議所、新南陽商工会議所、熊毛町商工会、鹿野町商工会及び都濃商工会をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 2以上の労働組合で組織された団体（同じ事業所の労働組合のみで組織された団体を除く。）
- (2) 商工団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が市内で主催する別表に掲げる福祉事業とする。

2 補助対象経費は、当該福祉事業に要する経費とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 飲食に係る経費
- (2) 補助対象事業に係るものとして必要性が確認できない経費
- (3) その他市長が不適当と判断する経費

3 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限を10万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするものは、規則に定める書類を、事業を開始する日までに提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	主な事業内容
労働者研修事業	労働者の技能や資格の習得を目的とした研修事業や職場環境の改善を目的とした学習事業など。
労働者交流事業	労働者の人的ネットワークの構築を目的とした親睦会、婚活イベント、スポーツ大会、健康増進事業、ボランティア活動、名刺交換会など。